

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成27年11月26日	
【会社名】	株式会社ディーワンダーランド	
【英訳名】	D Wonderland Inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小川 浩平	
【本店の所在の場所】	東京都港区高輪二丁目15番8号	
【電話番号】	03-5421-6111（代）	
【事務連絡者氏名】	取締役 鞍掛 法道	
【最寄りの連絡場所】	東京都港区高輪二丁目15番8号	
【電話番号】	03-5421-6111（代）	
【事務連絡者氏名】	取締役 鞍掛 法道	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	5,514,444,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	45,953,700株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 今回の第三者割当(以下、「本件第三者割当」といいます。)により発行される新株式(以下、「本新株式」といいます。)は、平成27年11月26日(木)開催の取締役会決議に基づき発行されるものであり、平成27年12月24日(木)開催予定の定時株主総会(以下、「本件株主総会」といいます。)における、第三者割当による本新株式発行に関する議案の承認(特別決議)が条件となります。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	45,953,700株	5,514,444,000	2,757,222,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	45,953,700株	5,514,444,000	2,757,222,000

- (注) 1 第三者割当の方法により割り当てます。なお、発行価額の総額5,514,444,000円的全額を金銭以外の財産の現物出資による方法(デット・エクイティ・スワップ。以下「DES」といいます。)で割り当てます。
- 2 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、2,757,222,000円です。
- 3 金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容
アジアグロースキャピタル株式会社(以下、「AGC」といいます。)が当社に対して有する金銭債権5,514,449,314円のうち5,514,444,000円
AGCは当社に対し、両社間の()平成27年10月2日付金銭消費貸借契約及び平成27年10月30日付金銭消費貸借変更契約並びに()平成27年10月20日付インターカンパニーローン契約書に基づき、以下の通り元本総額54.7億円の貸付金債権及び当該貸付金債権に係る利息の合計として平成27年12月24日現在において5,514,449,314円 of 金銭債権を有することとなりますが、本件第三者割当は上記金銭債権5,514,449,314円のうち5,514,444,000円を現物出資の目的とするDESの方法で行います。なお、当社はAGCとの間で、本有価証券届出書による届け出の効力発生及び本件第三者割当が平成27年12月24日(木)開催予定の当社の定時株主総会で承認されることを条件として、本件のDESの対象となる上記金銭債権の元本54.7億円の弁済期日及び利息の支払日を、いずれも本新株式の払込期日である平成27年12月24日とすることを合意しております。そのため、金銭債権の現物出資につき、検査役による調査・報告は行われません。

DES対象借入金及び借入利息目録

平成27年12月24日現在

借入日	弁済期日	借入金額	利率	利息総額	元利合計金額
平成27年10月2日	平成27年12月30日	470,000,000円	5%	3,605,479円	475,408,219円
平成27年10月29日	平成28年10月29日	5,000,000,000円	5%	19,863,013円	5,039,041,095円

（２）【募集の条件】

発行価格 （円）	資本組入額 （円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 （円）	払込期日
120	2,757,222,000	100株	平成27年12月24日（木）	-	平成27年12月24日（木）

- （注）1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。なお、発行価額の総額の全額を金銭以外の財産の現物出資による方法で割当てます。
- 2 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
- 3 本有価証券届出書の効力発生後、上記株式を割り当てた者から申込期間内に申込がない場合には、当該株式の割当を受ける権利は消滅いたします。
- 4 申込みの方法は、申込期間内の下記申込取扱場所への現物出資の目的となる金銭債権を払込期日付で充当する旨を記載した株式申込証の提出とします。

（３）【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ディーワンダーランド 管理部	東京都港区高輪二丁目15番8号

（４）【払込取扱場所】

店名	所在地
-	-

- （注） 金銭以外の財産を出資の目的としており、当該財産の給付の場所については、申込取扱場所と同一ではありません。

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
-	40,000,000	-

- （注）1 金銭以外の財産による現物出資の方法によるものであり、金銭による払込みはありません。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 3 発行諸費用の概算額の内訳は、価値算定費用、弁護士費用、登記費用、証券代行手数料の合計です。

（２）【手取金の使途】

本新株式の発行による本件第三者割当は、A G Cが当社に対して有する金銭債権（以下「対象金銭債権」といいます。）の現物出資（D E S）によるものであるため、手取額はありません。

なお、対象金銭債権は、当社が、平成27年10月30日に、AG 47 LIMITEDがBOND3, L.P.及び20 STREET (GP) LIMITEDに対して負っている貸付債権が全て弁済された状態で、BOND3, L.P.及び20 STREET (GP) LIMITEDから、AU 79 LIMITEDの全株式を取得することにより、AU 79 LIMITED並びにその子会社AG 47 LIMITED、SPEEDLOAN FINANCE LIMITED（以下、「S F L」といいます。）及びCHANTRY COLLECTIONS LIMITED（以下、「S F Lグループ」といいます。）を当社の完全子会社にする取引を実行しました（以下、「本件事業買収」といいます。）が、平成27年10月19日付けのA G Cの有価証券届出書でも記載されているとおり、当該取引に関連して、当社では合計54.7億円が必要となり、当社は当該金額をA G Cから借り入れたものとなります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a．割当予定先の概要

名称	アジアグロースキャピタル株式会社
本店の所在地	東京都港区高輪二丁目15番8号
直近の有価証券報告書等の提出日	<p>（有価証券報告書） 事業年度 第106期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日） 平成27年6月26日 関東財務局長に提出</p> <p>（有価証券報告書の訂正報告書） 事業年度 第106期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日） 平成27年9月11日 関東財務局長に提出</p> <p>（四半期報告書） 事業年度 第107期第1四半期（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日） 平成27年8月10日 関東財務局長に提出</p> <p>（四半期報告書の訂正報告書） 事業年度 第107期第1四半期（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日） 平成27年9月11日 関東財務局長に提出</p> <p>（四半期報告書） 事業年度 第107期第2四半期（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日） 平成27年11月13日 関東財務局長に提出</p>

b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	11,911,883株（32.88%） 割当予定先の子会社の間接所有分14,000,000株を含めると、当社普通株式25,911,883株（71.53%）を保有する当社の親会社であります。
人事関係		割当予定先の代表取締役である小川浩平は、当社代表取締役社長を兼任しております。また、割当予定先の取締役2名（辛羅林及び鞍掛法道）が当社取締役を、割当予定先の取締役及び監査役（伴野健二及び永井卓）が当社監査役を、それぞれ兼任しております。
資金関係		当社は割当予定先より55.3億円を借り入れております。
技術又は取引等関係		当社は、割当予定先より本社社屋を賃借しております。また、当社は、当社の管理業務につき割当予定先に業務を委託しております。

c．割当予定先の選定理由

本件第三者割当の割当先であるAGCは、当社の親会社となります。当社は、「第一 募集要項 4 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」に記載のとおり、平成27年10月30日に本件事業買収を行うため、合計54.7億円が必要となり、当該金額をAGCから借り入れております。

当初、当該借入金の弁済方法やその金利支払いの方法については未定でしたが、今般、SFLグループの財務状況を改めて検討し、SFLグループからの配当その他による資金回収の可能性を改めて検討したところ、SFLは円滑な事業の推進・拡大のために店舗の改装やIT環境の見直し等を進めていることから、当面、SFLグループの財務基盤を維持・充実させることが重要であるとの判断に至り、当面の間はSFLグループからの配当その他による資金回収は行わない方針をとることが当社グループ全体の利益に適うものと判断いたしました。その結果、当社は当面の間、AGCからの借入金の弁済や金利の支払いのための原資を調達できないことが見込まれることとなったため、AGCから当社への貸付債権及び当該貸付債権に係る利息の合計55.1億円を対象として現物出資（DES）により当社の株式を発行することについて、AGCに要請し、合意に至りました。

d．割り当てようとする株式の数

A G C 45,953,700株

e．株券等の保有方針

A G Cとの間に、株券等の保有方針に関する特段の取決めはございませんが、親会社として中長期的に保有していただけると伺っております。

f．払込みに要する資金等の状況

本株式の発行において、A G Cからの払込については、対象金銭債権の現物出資（D E S）の方法によるものであり、金銭による払込は行われません。なお、対象金銭債権の詳細については、「第一 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（1）募集の方法 注3」及び「4 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」をご参照ください。

g．割当予定先の実態

割当予定先であるA G Cは東京証券取引所市場第二部に上場していることから、割当予定先が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書に記載している「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」について確認いたしました。その結果、割当予定先は反社会的勢力等とは一切関係がないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本件第三割当による払込金額は、1株あたり120円といたしました。

当社は、本新株式の発行条件の決定に際し、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに、当社との取引関係のない独立した第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表取締役：能勢元、以下、「第三者算定機関」といいます。）に算定を依頼しました。かかる算定結果は1株あたり88.46円～121.03円となりました。

以上のとおり、本新株式の払込金額は、上記の第三者算定機関による算定結果の範囲であり、当社としては、当該払込金額は割当先にとって特に有利なものではないと判断しておりますが、当社は非上場会社であり本新株式について客観的な市場価格が存在しないため、その価値評価については様々な見解があり得ること等から、念のため、本件株主総会における、第三者割当による本新株式発行に関する議案の承認（特別決議）を得ることを本第三者割当実行の条件としております。

なお、当社監査役4名（うち4名が会社法上の社外監査役）からは、第三者算定機関は当社と顧問契約関係にないこと、割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、第三者算定機関による算定結果については、その算定過程及び前提条件等に関して第三者算定機関から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、合理的なものであると判断できることを踏まえ、本新株式の発行条件は割当予定先に特に有利でないと判断した旨の意見表明を受けております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の第三者割当増資による新株式発行により、現時点での発行済株式総数36,223,850株に対して45,953,700株増加することとなり、議決権比率で126.86%の希薄化が生じることとなります。

前述のとおり、当社は、A G Cから元本合計54.7億円を借り入れておりますが、今般、当面の間はS F Lグループからの配当その他による資金回収は行わない方針をとることが当社グループ全体の利益に適うものと判断いたしました結果、当社は当面の間、A G Cからの上記借入金の弁済や金利の支払いのための原資を調達できないことが見込まれることとなったため、A G Cから当社への貸付債権及び当該貸付債権に係る利息の合計55.1億円を対象として現物出資（D E S）により当社の株式を発行することについてA G Cに要請することが必要であると判断し、A G Cからも合意を得ました。

今回の第三者割当による新株式発行により株式の希薄化が生じることとはなりますが、今回の第三者割当による財務基盤強化及び事業基盤の安定により、S F Lにおける円滑な事業の推進・拡大のために店舗の改装やI T環境の見直し等を安定的に実現できることとなる結果、S F Lの企業価値が向上し、ひいては当社の企業価値も向上すると考えており、かかる企業価値の向上を考慮すると、希薄化は生じるものの株式価値は向上するため、株主の皆様にとって有益であり、また、発行数量及び株式の希薄化の規模は株式価値の向上のために適切であると判断し、当社取締役会は決議いたしました。

また、当社社外監査役4名全員から、今回の第三者割当増資は、SFLにおける円滑な事業の推進・拡大のために店舗の改装やIT環境の見直し等を安定的に実現させるために当面の間はSFLグループからの配当その他による資金回収は行わない方針をとることとしたことに伴い必要となる措置であり、このような措置によりSFLの企業価値が向上し、ひいては当社の企業価値の向上にも資するものであるため、今回の第三者割当増資にかかる発行数量及び株式の希薄化の規模は株式価値向上のために適切であるという意見を得ております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株式の発行(45,953,700株)に係る議決権の数は459,537個となり、平成27年10月31日現在の当社の発行済株式総数36,223,850株及び議決権の総数362,228個に対する割合は株式で126.86%、議決権数で126.86%となり、大規模な希薄化が生じます。従って、希薄化率が25%以上であることから、本件第三者割当は「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
アジアグロースキャピタル株式会社	東京都港区高輪2丁目15-8	11,911	32.88%	57,865	70.42%
オリオン・キャピタル・マネジメント株式会社	東京都港区高輪2丁目15-8	14,000	38.65%	14,000	17.04%
齋藤 祐二	東京都港区	3,291	9.09%	3,291	4.00%
齋藤 雄大	東京都港区	1,828	5.05%	1,828	2.22%
齋藤 武	東京都港区	914	2.52%	914	1.11%
有限会社S & Y	千葉県松戸市上本郷2235-3 リビオ北松戸1303	462	1.28%	462	0.56%
齋藤 勝雄	千葉県浦安市	365	1.01%	365	0.45%
齋藤 菜奈	東京都港区	365	1.01%	365	0.45%
齋藤 章子	千葉県船橋市	300	0.83%	300	0.37%
齋藤 豊子	千葉県浦安市	274	0.76%	274	0.33%
計	-	33,713	93.07%	79,667	96.95%

- (注) 1. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合につきましては、平成27年9月30日時点の株主名簿を基準に算定しております。
2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数第3位を四捨五入しております。
3. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成27年9月30日時点の総議決権数に、本新株式に係る議決権の数459,537個を加えて算定しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

前述のとおり、当社は、SFLグループを当社の完全子会社にする取引に関連して合計54.7億円が必要となり、当該金額をAGCから借り入れております。当初、当該借入金の弁済方法やその金利支払いの方法については未定でしたが、今般、SFLグループの財務状況を改めて検討し、SFLグループからの配当その他による資金回収の可能性を改めて検討したところ、SFLは円滑な事業の推進・拡大のために店舗の改装やIT環境の見直し等を進めていることから、当面、SFLグループの財務基盤を維持・充実させることが重要であるとの判断に至り、当面の間はSFLグループからの配当その他による資金回収は行わない方針をとることが当社グループ全体の利益に適うものと判断いたしました。その結果、当社は当面の間、AGCからの借入金の弁済や金利の支払いのための原資を調達できないことが見込まれることとなったため、AGCから当社への貸付債権及び当該貸付債権に係る利息の合計55.1億円を対象として現物出資(DES)により当社の株式を発行することについて、AGCに要請することが必要だと判断し、AGCからも合意を得ました。

当社取締役会としては、今回の第三者割当増資による新株式発行により、現時点での発行済株式総数36,223,850株に対して45,953,700株増加することとなり、議決権比率で126.86%の希薄化が生じることとなりますが、今回の第三者割当による財務基盤強化及び事業基盤の安定により、S F Lにおける円滑な事業の推進・拡大のために店舗の改装やI T環境の見直し等を安定的に実現できることとなる結果、S F Lの企業価値が向上し、ひいては当社の企業価値も向上すると考えており、かかる企業価値の向上を考慮すると、希薄化は生じるものの株式価値は向上するため、株主の皆様にとって有益であり、また、発行数量及び株式の希薄化の規模は株式価値の向上のために適切であると判断しております。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

前述のとおり、本件第三者割当により発行される本新株式(45,953,700株)に係る議決権の数は459,537個となり、平成27年10月31日現在の当社の発行済株式総数及び議決権の総数に対する割合は株式で126.86%、議決権数で126.86%となり、大規模な希薄化が生じます。従って、希薄化率が25%以上であることから、本件第三者割当は「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

これを踏まえ、当社では、当社社外監査役4名全員から、今回の第三者割当増資は、S F Lにおける円滑な事業の推進・拡大のために店舗の改装やI T環境の見直し等を安定的に実現させるために当面の間はS F Lグループからの配当その他による資金回収は行わない方針をとることとしたことに伴い必要となる措置であり、このような措置によりS F Lの企業価値が向上し、ひいては当社の企業価値の向上にも資するものであるため、今回の第三者割当増資にかかる発行数量及び株式の希薄化の規模は株式価値向上のために適切であるという意見を得ております。また、当社の本件株主総会における、本件第三者割当による本新株式発行に関する議案の承認(特別決議)が得られることを本件第三者割当の実行の条件としております。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成27年11月26日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更及び追加すべき事項は、以下のとおりです。なお、以下の内容は当該「事業等のリスク」の内容を一括して記載した上で、変更及び追加箇所については下線で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成27年11月26日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

4 事業等のリスク

全社的なリスク

・企業買収及び業務提携等について

当社グループは、経営の効率化と競争力強化を行い株主利益最大化のため、企業買収および資本参加を含む投資、他社との業務提携等による事業の拡大を行うことを目指しております。しかしながら、企業買収及び業務提携等が円滑に進まない、あるいは当初期待した効果が得られない可能性があります。また、他社が事業戦略を変更した場合には、当社グループは資本参加、業務提携関係等を維持することが困難になる可能性もあります。

・資金調達に関するリスク

当社グループは、企業買収等や運転資金のため必要に応じてデットファイナンスもしくはエクイティファイナンスにより調達することがあります。当社の事業内容や将来のビジネスの潜在性に興味を持つ投資家はおりますが、ファイナンスの条件やスキームについては交渉を要することから、機動的な調達には制限があり、事業活動に影響を与える可能性があります。

・情報システムに関するリスクについて

当社グループは、多くの業務において情報システムを利用しております。当社グループは、情報システム利用に係る信頼性向上のため様々な対策を実施し、業務を継続的に運営できる体制を整備していますが、テロ、自然災害、ハッキング、人為的ミス、コンピュータウィルス等により情報システムの不具合、故障が生じる可能性があります。この場合、業務が一時的に中断し、当社グループの事業、財政状態および経営成績に影響を受ける可能性があります。

・海外子会社について

当社グループの中には海外子会社がありますが、海外子会社の運営に際しては為替変動リスクがあるほか、各国及び各地域等の経済情勢、政治情勢、法規制、税制等の変化による影響や、ビジネス慣習の違い等、特有の業務上のリスクがあります。今後、当社グループ内に占める海外子会社の売上、利益の割合が増加し、各国及び各地域等の経済情勢等に変動があった場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

・会計基準および税制等の変更について

新たな会計基準の適用や新たな税制の導入・変更によって、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、税制等の改正により、当社グループの税負担が増加する可能性があります。

・情報の流出について

当社グループは、事業活動において顧客等のプライバシーや信用に関する情報(顧客等の個人情報を含む)を入手し、他企業等の情報を受け取ることがあります。当社グループは、これらの情報の秘密保持に細心の注意を払い、情報の漏えいが生じないよう最大限の管理に努めていますが、不測の事態により情報が外部に流出する可能性があります。この場合には、損害賠償等の多額な費用負担が生じ、また、当社グループの事業活動やブランドイメージに影響が及ぶ可能性があります。また当社グループの事業上の重要機密が第三者に不正流用される恐れもあり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

株式会社大黒屋におけるリスク

・中古品の仕入について

中古品は新品と異なり仕入数量の調整が難しく、安定的に商品を確保することが経営施策上極めて重要であります。このため商品の仕入については、店舗にて個人顧客から買取他、出張買取、宅配買取及び中古ブランド売買市場で中古ブランド品の調達を行っております。

中古品は新品に比して粗利が高い傾向にありますが、今後の景気動向や新たな競合先の出現等による仕入価格の上昇や商品数の不足等により、安定的な商品の確保に支障をきたした場合には当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

・コピー品の買取及び質預りリスクについて

中古ブランド品小売業界及び質屋業界において、コピー品に関するトラブルは社会的に重要な問題となっており、質屋、古物売買業を営む大黒屋にも買取品或いは質草としてコピー品が持込まれる可能性があります。大黒屋におきましては、日頃から買取担当者の真贋鑑定能力を養い、高度な専門知識と豊富な経験を持った買取担当者を育成することにより、コピー品の買取及び質預り防止に努めており、誤ってコピー品の買取及び質預りをしてしまう件数は極僅かです。しかしながら、当業界においては、常にコピー品に関するトラブル発生リスクが潜んでおり、大きなトラブルが発生した場合、大黒屋の取扱品に対する信頼性が低下することにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

・盗品の買取及び質預りリスクについて

大黒屋が買取った商品或いは質預り品が盗品であると発覚した場合、古物営業法及び質屋営業法では1年以内は、これを無償で被害者又は遺失主に回復することとされており、大黒屋においては、コンプライアンスの観点から、古物においては古物営業法に基づく古物台帳、質物においては質屋営業法に基づく帳簿の徹底管理を行うことで、被害者又は遺失主に対し適切な対応が出来る体制を整えており、盗品の買取及び質預りをしてしまう件数は極僅かです。しかしながら、盗品を取り扱った場合には、大黒屋の取扱品に対する信頼性が低下することにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

・買取担当者等について

当業界における中古品の仕入買取価格については、金等のように相場があるものを除き、あらかじめ価格が決定しているものではありません。従って、商品の真贋鑑定を適正に行い適正価格で買取を行うことや質物の預りにおいても同様に真贋鑑定を適正に行う必要があります。そのため、大黒屋にあっては、人材の養成と確保への取り組みの強化が重要です。人材育成のため研修制度の充実や賃金体系を含めた人事制度の構築により対応しておりますが、このような買取担当者等の養成や確保が進まない場合や、買取担当者等の退職は大黒屋の仕入や店舗施策等に重要な影響を与え、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

・為替変動について

大黒屋が取り扱う中古品は、大半が輸入ブランド品ではありますが、これらの仕入は円建で行われ、また、販売価格は仕入買取価格に連動して変動するため業績への影響は限定的と認識しておりますが、急激な為替相場の変動による国内外の需要の変化によって当社グループの業績に重要な影響を与える可能性があります。なお、為替の円安傾向への変動は、販売において外国人旅行者にとって割安感が生まれ免税売上が増加します。一方、円高傾向への変動は、国内の購買層に割安感が生まれ国内売上増加に寄与します。

・商品在庫について

大黒屋の取扱商品は時代の流行や市場ニーズに合わせながら変化する商品が大半であり、商品が陳腐化し長期滞留在庫とならないように、常に在庫回転期間の目安として平均90日維持することを念頭に置き販売価格を設定し適正在庫の維持に努めておりますが、その流行やニーズの変化により商品が陳腐化し長期滞留在庫を招く可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

・質草の取扱について

質取引は、質屋営業法に基づき、顧客（質置主）から物品（有価証券等を含む）を質草として預り、流質期限まで当該質物で担保される債権の弁済を受けないときは、当該質草をもってその弁済に充てる旨の約款を附して顧客に金銭を貸付けるものです。また、質契約の期限が経過したもの及び経過しようとするものに対して、利入れすることにより期限延長することが出来ます。顧客は流質期限前に、いつでも元利金を返済して、その質草を受け戻すことが出来ます。そのため、顧客に返却する質草については、劣化や盗難による紛失等に備えるため、法的に定められた保管場所である質蔵にて厳重に保管しており、劣化や盗難による紛失等による影響は限定的であると認識しておりますが、保管中の質草の劣化や盗難による紛失等があった場合には当社グループの業績に重要な影響を与える可能性があります。

・出店施策について

a．新規出店について

大黒屋は、現在首都圏（14店舗）を中心に関西圏（5店舗）及び東海地区（1店舗）にて20店舗を展開しております。翌連結会計年度に出店が予定されている六本木店に続き、新たな出店も検討しております。

出店先の選定にあたっては、物件の状況、契約条件、周辺地域の人口やその動態、交通の便、競合他社の店舗の状況等を勘案して判断しております。このため、大黒屋の望む時期に望むような物件を確保出来ない場合、更に新店舗への設備投資、商品供給及び人材確保等が遅延した場合には、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

b．賃借契約等について

大黒屋では、出店に際して賃借物件による店舗施策を基本方針としております。よって、当該物件を借り受けるに際し、賃貸人に対し、敷金及び保証金を差入れております。敷金及び保証金は、契約解消時に返還される旨となっておりますが、賃貸人の事情によっては、その一部又は全額が回収出来なくなる可能性があります。また、大黒屋の都合で契約を中途解約した場合には、契約内容によってはこれらの一部が返還されなくなる場合があります。また、大半の店舗が賃借店舗であることから、何らかの理由により契約が更新できない場合、また、契約更新時などに賃料が上昇した場合、当社グループの業績に影響を受ける可能性があります。

c．営業エリアの集中について

大黒屋においては、経営の効率化及び経営資源の集約化を図るべく首都圏、関西圏及び中部圏といった日本における三大都市圏に店舗展開しています。このため各都市圏において地震、風水害及びその他の異常な自然現象により、大黒屋が物的及び人的な損害を受けた場合、事業拠点の移転や損害を被った設備等の修復の為に多額の費用が発生し、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

更に、大黒屋が出店している地域において自然災害に起因して生じる電力不足、通信途絶及び運輸機能の停止等ライフラインの途絶が発生した場合、また、行政からの避難命令・勧告等により営業継続が困難となった場合にも当社グループの業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

・法的規制について

a．古物営業法に関する規制について

大黒屋が取扱う商品は「古物営業法」に定められた「古物」に該当するため、出店に際しては管轄する各都道府県公安委員会から営業許可を受けております。大黒屋では同法に従って適切に業務を遂行するため、古物台帳による管理の徹底、古物営業法に基づく社内マニュアルの整備、社員教育等を実施しております。本日現在大黒屋において許可の取消し事由は発生しておりませんが、万一同法に定める規則に違反した場合には、営業許可の取消し、又は営業停止等の処分を受ける可能性があり、その場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

b．質屋営業法に関する規制について

大黒屋は古物以外に「質屋営業法」に定められた質屋業を営んでおり、質屋の出店に際しては管轄する各都道府県公安委員会から営業許可を受けております。大黒屋では同法に従って適切に業務を遂行するため、質帳簿による管理の徹底、質屋営業法に基づく社内マニュアルの整備、社員教育等を実施しております。本日現在大黒屋において許可の取消し事由は発生しておりませんが、万一同法に定める規則に違反した場合には、営業許可の取消し、又は営業停止等の処分を受ける可能性があり、その場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

c．その他の法的規制について

大黒屋が規制を受けているその他の法律には、「特定商取引に関する法律」、「建築基準法」、及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等があります。なお、短時間労働者に対する社会保険適用基準の拡大等の各種法令の改正等に伴い、新たな対応コストが発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

・有利子負債依存度について

大黒屋では、2015年9月末現在、資金調達は金融機関からの借入で行っております。大黒屋の仕入商品の買取は全て現金決済にて行われているため、常に運転資金が必要な事業形態となっております。また、業容拡大に伴う出店及び改装に係る費用を、主として金融機関からの借入により調達していることから、今後の出店及び商品調達の状況により、大黒屋の有利子負債依存度は比較的高水準で推移する可能性があります。

今後は業績拡大、収益性の向上により内部留保を確保し、財務体質の強化に努める方針ではありますが、金利動向等の金融情勢や取引金融機関の融資姿勢等の変化により、当社グループの業績に影響を受ける可能性があります。

・借入金の返済について

借入金は、資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)に晒されており、資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性を一定額以上維持すること等により流動性リスクを管理しておりますが、業績の悪化等により借換先が見つからない場合や一時的な資金支出の増加により、弁済期日通りに借入金を返済できない場合、当社グループの事業及び財政状態に著しい影響を及ぼす可能性があります。

・財務制限条項について

一部の借入金については、金融機関に流動資産及び固定資産の一部を担保に供しており、財務制限条項(レバレッジ・レシオ、デット・サービス・カバレッジ・レシオ、利益維持、純資産維持)が付与されています。当該金融機関からの調達以降、当連結会計年度末迄において財務制限条項には一度も抵触しておりませんが、本条項に抵触し、金融機関より債権行使がなされた場合には、当社グループの財政状態に著しい影響を及ぼす可能性があります。

2. 最近の業績の概要

平成27年9月期に係る連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書は以下のとおりです。なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領していません。

連結財務諸表

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年9月30日)	当連結会計年度 (平成27年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,460,741	2,533,975
売掛金	329,602	316,785
たな卸資産	3,585,028	4,715,708
繰延税金資産	138,672	151,619
営業貸付金	1,953,485	1,969,392
その他	330,556	420,941
貸倒引当金	2,414	3,433
流動資産合計	8,795,673	10,104,990
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	221,453	229,635
土地	334,761	334,761
その他(純額)	84,073	86,992
有形固定資産合計	640,288	651,389
無形固定資産		
のれん	6,443,791	5,883,462
その他	41,264	53,735
無形固定資産合計	6,485,056	5,937,197
投資その他の資産		
投資有価証券	39,157	43,435
繰延税金資産	26,043	18,546
その他	475,041	517,548
貸倒引当金	2,640	2,640
投資その他の資産合計	537,602	576,890
固定資産合計	7,662,947	7,165,476
資産合計	16,458,620	17,270,467

(単位:千円)

	前連結会計年度 (平成26年9月30日)	当連結会計年度 (平成27年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	25,218	8,966
短期借入金	529,500	855,150
1年内返済予定の長期借入金	800,000	3,900,000
未払法人税等	265,002	649,789
ポイントカード引当金	103,294	55,983
賞与引当金	15,000	18,000
その他	298,273	339,281
流動負債合計	2,036,288	5,827,170
固定負債		
長期借入金	3,900,000	-
退職給付に係る負債	33,881	18,390
その他	14,200	14,200
固定負債合計	3,948,081	32,590
負債合計	5,984,370	5,859,761
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,000,000	4,000,000
資本剰余金	2,133,292	2,133,292
利益剰余金	4,333,674	5,267,205
自己株式	609	609
株主資本合計	10,466,357	11,399,888
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	7,892	10,818
その他の包括利益累計額合計	7,892	10,818
純資産合計	10,474,250	11,410,706
負債純資産合計	16,458,620	17,270,467

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
連結損益計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
売上高	16,561,632	17,584,247
売上原価	11,355,380	12,131,736
売上総利益	5,206,251	5,452,510
販売費及び一般管理費	3,256,545	3,309,149
営業利益	1,949,705	2,143,360
営業外収益		
受取利息	4,908	5,116
受取配当金	537	574
受取手数料	4,439	9,273
受取保険金	3,179	5,794
受取損害賠償金	366	2,891
その他	3,814	2,544
営業外収益合計	17,245	26,195
営業外費用		
支払利息	393,884	197,036
支払手数料	199,576	61,304
その他	1,331	2,637
営業外費用合計	594,792	260,978
経常利益	1,372,159	1,908,577
特別損失		
減損損失	3,408	-
固定資産除却損	84,489	-
特別損失合計	87,897	-
税金等調整前当期純利益	1,284,261	1,908,577
法人税、住民税及び事業税	724,222	981,848
法人税等調整額	51,354	6,801
法人税等合計	775,576	975,047
少数株主損益調整前当期純利益	508,684	933,530
当期純利益	508,684	933,530

連結包括利益計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
少数株主損益調整前当期純利益	508,684	933,530
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,556	2,925
その他の包括利益合計	2,556	2,925
包括利益	511,241	936,456
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	511,241	936,456

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,000,000	2,133,292	3,824,990	609	9,957,673
当期変動額					
当期純利益			508,684		508,684
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	508,684	-	508,684
当期末残高	4,000,000	2,133,292	4,333,674	609	10,466,357

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	5,336	5,336	9,963,009
当期変動額			
当期純利益			508,684
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,556	2,556	2,556
当期変動額合計	2,556	2,556	511,241
当期末残高	7,892	7,892	10,474,250

当連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,000,000	2,133,292	4,333,674	609	10,466,357
当期変動額					
当期純利益			933,530		933,530
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	933,530	-	933,530
当期末残高	4,000,000	2,133,292	5,267,205	609	11,399,888

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	7,892	7,892	10,474,250
当期変動額			
当期純利益			933,530
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,925	2,925	2,925
当期変動額合計	2,925	2,925	936,456
当期末残高	10,818	10,818	11,410,706

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,284,261	1,908,577
減価償却費	77,894	77,045
減損損失	3,408	-
のれん償却額	560,329	560,329
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,529	1,018
ポイントカード引当金の増減額(は減少)	21,575	47,310
退職給付引当金の増減額(は減少)	32,658	-
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	33,881	15,491
受取利息及び受取配当金	5,446	5,691
支払利息	393,884	197,036
支払手数料	199,576	61,304
固定資産除却損	84,489	-
売上債権の増減額(は増加)	104,503	3,089
たな卸資産の増減額(は増加)	295,046	1,130,680
仕入債務の増減額(は減少)	4,056	16,251
その他	55,519	194,458
小計	2,163,600	1,392,338
利息及び配当金の受取額	761	1,006
利息の支払額	393,348	163,743
支払手数料の支払額	7,982	12,006
法人税等の還付額	-	8,869
法人税等の支払額	1,281,204	596,856
営業活動によるキャッシュ・フロー	481,825	629,606
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	82,187	92,132
差入保証金の差入による支出	-	48,600
預け金の払戻による収入	450,000	-
その他	10,981	159
投資活動によるキャッシュ・フロー	378,794	140,572
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	87,100	84,200
短期借入金の返済による支出	73,900	-
短期借入金の増減額(は減少)	500,000	300,000
長期借入れによる収入	4,508,168	-
長期借入金の返済による支出	4,716,110	800,000
その他	1,500,000	299
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,194,741	416,099
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	334,121	72,934
現金及び現金同等物の期首残高	1,294,863	960,741
現金及び現金同等物の期末残高	960,741	1,033,675

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第32期)	自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日	平成26年12月25日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第33期中)	自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日	平成27年6月26日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成26年12月24日

株式会社ディーワンダーランド

取締役会 御中

明 誠 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任社員 公認会計士 市原 豊
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 関 和輝
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ディーワンダーランドの平成25年10月1日から平成26年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ディーワンダーランド及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年12月24日

株式会社ディーワンダーランド

取締役会 御中

明 誠 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 市原 豊

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 関 和輝

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ディーワンダーランドの平成25年10月1日から平成26年9月30日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ディーワンダーランドの平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年 6月26日

株式会社ディーワンダーランド

取締役会 御中

明誠有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市原 豊	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関 和輝	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ディーワンダーランドの平成26年10月1日から平成27年9月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成26年10月1日から平成27年3月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ディーワンダーランド及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成26年10月1日から平成27年3月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年 6月26日

株式会社ディーワンダーランド

取締役会 御中

明誠有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市原 豊	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関 和輝	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ディーワンダーランドの平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第33期事業年度の中間会計期間（平成26年10月1日から平成27年3月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ディーワンダーランドの平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成26年10月1日から平成27年3月31日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。